

矢上高校と地域の未来をつくる会（コンソーシアム）規約

（名称）

第1条 本会の名称は「矢上高校と地域の未来をつくる会（コンソーシアム）」とする。

（目的）

第2条 本会は、矢上高校が基本理念とする地域社会の未来を共に生き抜く、たくましい人間づくりを目的とし、次のことを目指す。

- （1）矢上高校の永久存続に向けた積極的な生徒募集
- （2）地域・保護者との協働、邑南町の特色や施策との連携を意識しながらの教育内容の魅力化・特色化
- （3）生徒に確かな知識・技能を身に付けさせ、地域課題に主体的に向き合う態度を身につけさせること
- （4）行政・企業・地域住民と連携のもとで、生徒・教職員が力を発揮できる教育環境を整備すること

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）矢上高校の諸活動の支援に関する事
- （2）矢上高校の学校運営に係る協議に関する事
- （3）矢上高校と関係機関との事業の支援に関する事
- （4）矢上高校と外部との連携及び調整に関する事
- （5）矢上高校の情報発信の支援に関する事
- （6）家庭教育の支援に関する事
- （7）その他本会独自の活動に関する事

（組織）

第4条 本会は矢上高校と別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）により組織する。

- 2 本会には、矢上高校将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）の承認と進捗管理、学校運営の基本方針を審議する役員会を置く。
- 3 本会には、事業を行う部会を置く。
- 4 本会には、連絡調整を行う事務局を置く。
- 5 本会には、事業等に助言・指導する顧問を置くことができる。
- 6 本会には、事業等に提言するアドバイザーを置くことができる。
- 7 本会には、会計を監査する監事を置く。
- 8 本会は、学校運営協議会（以下、「協議会」とする。）を兼ねるものとし、本会役員は協議会委員を兼ねる。

（役員）

第5条 役員会の役員は構成団体から代表者1名を校長が推挙し、教育委員会が委嘱する。

- 2 役員会の推挙にあたり、校長は会長の意見を踏まえることとする。

- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 役員会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名 本会を代表し、会務をつかさどり、会議の議長となる。
 - (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事 会務の企画及び運営に関する業務にあたる。
- 5 会長は邑南町長とし、会長は副会長及び監事を選任する。

(役員会)

第6条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、原則、年3回開催する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 役員会は、役員半数以上の出席を持って開催する。
- 4 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによるものとする。
- 5 役員会は、顧問から運営等について助言や指導を受けることができる。
- 6 役員会は、アドバイザーを必要に応じて、招致し、提言を受けることができる。
- 7 役員会は、監事による会計監査を受け、その結果について報告を受けなければならない。
- 8 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

(役員会の承認等)

第7条 役員会では、次のことについて協議し、承認する。また、意見の申し出をすることができる。

- (1) 学校運営の基本方針及び学校評価に関する事
- (2) 将来ビジョンにかかる事業及び会計に関する事
- (3) 部会の事業に関する事
- (4) 部会の改廃に関する事
- (5) その他会長が必要と認める事

(部会)

第8条 部会は本会の協働活動の場とし、別表2に掲げる部会において活動を行う。

- 2 各部会には、代表者を1名置く。

(事務局)

第9条 事務局は、矢上高校（島根県邑智郡邑南町矢上3921番地）に置き、事務を処理する。事務局員は会長が任命する。

- 2 事務局員は、運営マネージャー、教頭、事務長、主幹教諭、魅力化担当教職員、役場地域みらい課担当、魅力化コーディネーター、会計により構成する。
- 3 事務局には、運営マネージャーを置き、運営マネージャーは、会務を整理し、本会運営の統括的事務全般を担う。

(規約の変更等)

第10条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の審議

を経て会長が定める。

(年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(経費)

第12条 本会に要する経費は、補助金、寄付金、自主資金等をもってあてる。

(会議の公開)

第13条 本会の会議の公開は、島根県情報公開条例（島根県条例第52号）第34条の規定を準用する。

- 2 矢上高校校長（および本会）は、会議の開催日について、学校ホームページへの掲載等により周知に努める。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りではない。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 矢上高校校長（および本会）は、学校ホームページに協議結果を掲載する等、情報の公開に努めるものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第14条 本会は、矢上高校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 本会における意見の申し出については、矢上高校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関であるという本会趣旨を踏まえ、建設的な意見を申し出るよう努めるものとする。
- 3 本会は、矢上高校の学校運営に関する基本方針の実現に資する教職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見（特定の個人に関する意見を除く。）を述べることができる。
- 4 本会は、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、矢上高校校長の意見を聴取するものとする。
- 5 学校運営に関する意見は本会事務局で取りまとめた上で、別紙様式により校長に対して申し出るものとする。

(意見の取り扱い)

第15条 教育委員会は、前条の意見については、これを尊重するものとする。

附則 この規約は、令和3年3月1日より施行する。

附則 この規約は、令和4年4月1日より施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

構成団体
邑南町
矢上高校
矢上高校 PTA
矢上高校卒業生会
矢上高校地域応援団
邑南町教育委員会
羽須美中学校
瑞穂中学校
石見中学校
石見養護学校
邑南町商工会
邑南町進出企業会
JA しまね島根おおち地区本部
公立邑智病院
徳祐会
島根県教育委員会

別表 2 (第 8 条関係)

部 会
学習支援部会
進路支援部会
部活動推進部会
環境整備部会
寄宿舎生支援部会
生徒募集部会
会計事務部会